◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　業務概要
⑴　業務名　新潟県警察機動隊庁舎設計業務
⑵　業務内容　本業務は、新潟県新潟市東区において計画されている新潟県警察機動隊の庁舎、宿舎棟等に係る基本・実施設計等を行うものである。
⑶　履行期限　平成23年３月30日
2　申請の時期
平成22年６月15日から平成22年６月25日まで（土曜日、日曜日を除く。）。
なお、平成22年６月26日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成22年６月15日から北陸地方整備局総務部契約課調査係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に新潟県警察機動隊庁舎設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下、「平成22年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
３）北陸地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
４）平成22年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の１から５までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、新潟県警察機動隊庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、新潟県警察機動隊庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、新潟県警察機動隊庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「新潟県警察機動隊庁舎設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成22年６月15日付け支出負担行為担当官　北陸地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。
平成22年６月15日
外務省大臣官房会計課長　梨田　和也
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第83号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達計画特定役務及び数量　2010年日本ＡＰＥＣ（横浜）における識別証による警備体制構築業務一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　調達予定時期　平成22年度第２・四半期
2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の特定役務に関する下記４の説明会において要請する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成22年７月20日午後３時00分
⑵　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　田村　新吾　電話03―3580―3311　内線5571　ＦＡＸ03―5501―8097
3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。
⑴　交付期間　平成22年６月15日から平成22年７月19日
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　説明会の開催　本公表に基づく調達説明会を開催する。
⑴　開催日時　平成22年６月29日午後３時00分
⑵　開催場所　外務省北庁舎206号室
5　プレゼンテーションの実施　企画書提出社のプロジェクトマネージャーは外務省にてプレゼンテーションを企画書にそって行う。
⑴　開催日時　平成22年７月21日午後２時00分
⑵　開催場所　外務省北庁舎206号室
6　その他
⑴　上記４の説明会に出席を希望する者は、平成22年６月28日正午までに下記⑵に示す申込先に書面により申込をすること（様式適宜）。なお、申込方法は、原則ＦＡＸによることとする。同一業者内の参加者は２名を上限とする。
⑵　申込先　外務省大臣官房日本ＡＰＥＣ準備事務局　小澤祐美子　電話03―5501―8000　内線4398　ＦＡＸ03―5501―8462
⑶　この調達計画の詳細は調達説明書による。
7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 26
⑵　Nature and quantity of the services to be required : a set of Planning, Constructing and Operating APEC Japan 2010 Security system
⑶　Type of the procurement : purchase
⑷　Time-limit for the submission of the requested material : 3 : 00 p.m. July 20, 2010
⑸　Contact point for the notice : Yumiko Ozawa, Secretariat for the Japan APEC Meetings in 2010, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―5501―8000 Ext. 4398 FAX 03―5501―8462

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成22年６月15日
独立行政法人国立病院機構
静岡医療センター院長　小嶋　俊一